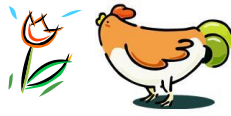


# 衛生だより



令和元年度第21号（7月）発行  
千葉県北部家畜保健衛生所  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1  
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996  
夜間・休日緊急（転送されます）  
（公社）千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 夏季休暇期間中の防疫対策

人・物の出入りが増える夏季休暇期間中、飼養衛生管理の再徹底を！

1. 鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航は可能な限り自粛する。

もし渡航する場合は…

- ①家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らない。
- ②動物との不要な接触を避ける。
- ③肉製品を持ち帰らない。
- ④帰国時は空海港の動物検疫所カウンターへ。
- ⑤帰国後1週間は衛生管理区域に入らない。
- ⑥海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まない。



ベトナムからの畜産物の  
違法持ち込みで逮捕者が  
出ています！

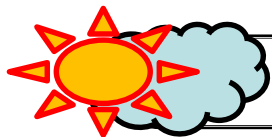
2. 農場へ部外者や不要な物を入れない。

立入禁止



3. 人・車両・物品の消毒を徹底する。

4. 毎日健康観察を実施し、口蹄疫等の早期発見・早期通報に努める。



## 適切な暑熱対策を！

梅雨が明け、いよいよ夏本番を迎えました。生産性の維持のために、家畜の過ごしやすい環境を整えましょう！

- ・遮光ネットやよしずによる日よけ
- ・屋根への断熱材設置、消石灰塗布、スプリンクラーの設置など
- ・換気扇、扇風機による送風、畜体への散水
- ・密飼いを避ける
- ・清潔で冷たい水を十分に飲めるようにする
- ・良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミン・ミネラルの補給
- ・生産適温域の確認：採卵鶏 20～30℃ 肉用鶏 15～25℃



# 安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を安定的に生産するために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下、飼料安全法)」に基づき、飼料や飼料添加物を正しく使用しましょう。

飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、「有害畜産物が生産されること」、「家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されること」を防止するため、飼料安全法に基づき、飼料や飼料添加物の基準・規格が定められています。

★抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、給与できる家畜の種類、成育段階や添加してよい量がきめ細かく定められています。

→対象家畜や使用上の注意などの表示をよく確認して給与しましょう。

★牛肉粉や牛肉骨粉が含まれるペットフードや肥料などは、家畜に給与できません。

→家畜の飼料に混入することがないように注意しましょう。

★飼料及び飼料添加物の製造(配合及び加工を含む)・輸入・販売を業として行うには、飼料安全法に基づく届出※が必要です。

→飼料や飼料原料の調達先が法令に基づく必要な届出を行っているか、あらためて確認しましょう。

※例外として届出が不要な場合(以下、①～④)もありますが、飼料安全法上の規制は受けますので、御注意ください。

- ① 販売を目的としない製造業者(自家配合農家など)。
- ② 消費者に対する飼料販売を目的とする製造業者であって、田において自ら生産した稲等を原料又は材料として飼料を製造するもの。
- ③ 自ら生産した農産物を飼料として販売する販売業者(耕種農家など)。
- ④ その他の法令により届出不要な場合。



【飼料の製造・輸入・販売業者の各種届出先】

千葉県農林総合研究センター 検査業務課 電話番号:043-291-1875

家畜の様子がおかしいな、と思ったらすぐにご連絡ください。

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は  
一斉消毒の日